



国総建第244号
 国総建整第260号
 平成22年2月9日

日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



下請債権保全支援事業について

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面していることから、今般、本年1月28日に成立した平成21年度第2次補正予算において、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置が講じられたところです。

この度、上記の予算措置を受け、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設業者等の保証料負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を行う下請債権保全支援事業を実施することとし、これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知したところです。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導・周知をお願いします。



下請債権保全支援事業

21年度2次補正予算 47億円
22年度予算(案) 8億円 計55億円

1. 概要

- ・下請建設企業又は資材業者が元請建設企業に対して有する請負工事又は資材代金の債権(手形を含む。)の支払を、ファクタリング会社が保証し、下請債権等を保全。
 - 下請建設企業等が負担する保証料に対し助成(保証料の2/3(年率4%上限))
(21年2次補正 1億円、22年度(案) 8億円)
 - ファクタリング会社の保証履行による支払額に対し損失補償(支払額の95%)
(21年2次補正 46億円 建設業債権保全基金)
 - ※ 事業を利用する下請建設企業等は、受益者負担として年率1%の利用料を支払
- ・事業期間 平成22年3月～23年3月

2. 保証対象の債権の要件

- ・公共又は民間の建設工事に係る請負工事又は資材代金の債権(手形を含む。)
- ・債権は、下請建設企業からの支払請求段階から保証可能
 - ※ ただし、請求後、元請建設企業が支払通知をする等により支払額を認めるまでの間は、請求額の8割が保証額の上限
- 債権者(下請建設企業等)の要件
 - ・中小・中堅(資本金20億円以下又は常勤従業員1500人以下)建設企業又は資材業者
 - ※以下の債務者の要件等を満たせば、一次下請企業に限らず、二次や三次等の下請企業も対象となり得る。
- 債務者(元請建設企業)の要件
(注：例えば、一次下請企業と二次下請企業との間の下請工事契約関係では、当該一次下請企業が元請企業となる。)
 - ・当該年度又は前年度の公共工事受注実績があること、
 - ・破産手続開始の申立てがないこと
 - 等

3. ファクタリング会社の要件(要件該当企業を(財)建設業振興基金が認定)

- ・貸金業登録、建設業の実務に関する専門的知見を有すること 等

4. 保証限度額等

1. ファクタリング会社ごとの保証限度額 → ファクタリング会社の純資産額の25倍を上限
2. 一の元請建設企業当たりの保証限度額
 - (1)ファクタリング会社ごと → 5億円(残高)を上限
 - (2)全ファクタリング会社を通じた総合計 → 元請の純資産額を上限
3. 一の下請建設企業等当たりの保証限度額
 - (1)上限額 → 下請等の規模等に応じ、3億円又は6億円(残高)を上限
 - (2)下限額 → 保証1回当たり100万円を下回らない範囲でファクタリング会社が設定
4. 保証料率の上限 → 年率15%を上限
5. ファクタリング会社ごとの損失補償限度額 → 保証限度額に応じて決定

※ ファクタリング会社の資力を踏まえるとともに、公平性の観点から、一部の企業に偏らず幅広く利用いただけるよう、ファクタリング会社ごと、一の元請建設企業ごと及び一の下請建設企業等ごとに債権の支払保証の限度額を設定。

※ 限度額を超える場合等は、ファクタリング会社において債権の支払保証を断ることがある。

下請債権保全支援事業

平成21年度2次補正予算 47億円

平成22年度予算(案)8億円

合計55億円

- 下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権の支払を保証し、元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に保証債務の履行により保証金を支払い、下請代金等債権を保全。
- 下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担に対し助成するとともに、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援。
- 平成23年3月31日までの時限措置。

